

大学生生活保護認めず

厚労省「一般世帯もバイト」

生活保護を受けながら大学に進学することは認めない。約60年前から続くこのルールを厚生労働省は見直さない方針を決めた。「貧困の連鎖」の一因とも指摘されるが、アルバイトで学費や生活費を賄う一般世帯の学生とのバランスなどにもとづく従来の考え方を躊躇するとしている。

生活保護の見直しを検討する社会保障審議会（厚労省の諮問機関）の部会で、この方針を盛り込んだ報告書案をとりまとめた。この方針は原則、夜間をのぞいて生活保護をつけながら大学や短大、専門学校に通うことと認めていない。1963年に出された旧厚生省の通知が根拠だ。大学などに進学する場合は、生活保護の対象から外す「世帯分離」をすることを想定している。ただ、世帯を分けると、子ども自身はアルバイトなどで生活費などを貯めうる必要がある。その世帯も抜けた子どもの分の保護費が減額される。

大学生に生活保護を認めない理由について、厚生労働省は一般世帯でも高校卒業後に就職する人や自分で学費を稼ぎながら大学に通う人もいて、大学進学を「最低生活保障の対象と認めるのは困難」としている。しかし、こうした国の考え方には見直しを求める意見が繰り返し出されてきた。

日本弁護士連合会（日弁連）は10月、会長声明を発表。大学などの進学率は一般世帯で8割を占めるのに對し、保護世帯では4割にとどまる原因の一つが、このルールにあると指摘。一般世帯の進学率の高さを考えると進学を認めても均衡

を失する」とはならないことや、長期的には進学したほうが「稼働能力」を高める可能性が高いとして、通知の見直しを求めた。また報告書案はこの問題の解決について、生活保護の枠組みではなく、低所得世帯を対象とした授業料减免や給付型奨学金などの修学支援新制度などの拡充で検討すべきだとした。ただ日弁連は「現時点の給付水準は、就学を保障できるほどにはなっていない」と指摘している。（石川友恵）



中村舞斗さん

大学は「ぜいたく」今も？

生活保護を受けながらの大学進学を認めない国のルールが維持されることになった。見直しを求めて署名活動などを続けてきたNPO法人「虐待ひとつひとつ」代表理事の中村舞斗さん（33）＝大阪市＝は憤る。

中村さんは祖母からの暴力や母からのネグレクト（育児放棄）といった虐待を乗り越え、20歳で通信制高校を卒業し、2年ほど病院で働いてためたお金で看護大に進学。ところが小児や母性の授業をうけると、虐待

のフラッシュバックから体調が悪くなり、アルバイトができないくなつた。

その時、行政に生活保護の申請をするが、「大学はぜいたく品」と言われた。保護を受けるには休学か退学しなければいけない。結局大学をやめることになつた。

生活保護を受ける場合、大学生を保護対象から外すよう求めた通知は1963年のもの。中村さんは「その時代からすればまだ『ぜいたく品』だったかも。でも大学や短大や専門学校などへの進学率（2021年）は全世帯平均で8割を超える。なぜ少ないほうに合わせて『バランス』をとらうとするのか」と指摘する。